

第3章 生活困窮者自立支援

1. 生活困窮者自立支援制度

平成27年度より、生活困窮者自立支援法が施行されました。生活保護に至る前に生活や就労等の支援を行うもので、必須事業の自立相談支援事業・住居確保給付金、任意事業の居住支援事業、こどもの学習・生活支援事業※を実施しています。※についてはこども家庭課にて実施。

(1) 自立相談支援事業（必須事業）

財源（国負担：3/4、市負担：1/4）

自立相談支援事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な生活課題について、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行い自立した生活を営めるよう支援をしていきます。

新規相談受付及び支援プラン作成、調整会議開催状況

単位：件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規相談受付件数	1034	353	352	465	451
支援プラン作成数	408	201	94	66	55
支援調整会議検討数	723	393	227	139	95

(2) 住居確保給付金（必須事業）

財源（国負担：3/4、市負担：1/4）

住居確保給付金は、離職等から2年以内で、住居を失った方または失うおそれのある方を対象に、積極的に求職活動を行うことを要件に最大9か月を限度に給付しています。生活の拠点を確保しながら、就労し早期の自立を図ることを目的としています。

住居確保給付金支給状況（家賃補助）

単位：世帯/月/円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数（世帯）	167	103	79	36	22
決定件数（世帯）	165	99	71	35	20
支給月数	1798	979	247	108	70
支給額	65,783,400	30,538,000	8,824,800	3,779,800	2,145,500

住居確保給付金支給状況（※転居費用補助）

単位：世帯/月/円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数（世帯）	-	-	-	-	0
決定件数（世帯）	-	-	-	-	0
支給月数	-	-	-	-	0
支給額	-	-	-	-	0

※令和7年4月より住居確保給付金の制度が拡充され従来の家賃補助に加え「転居費用補助」が新設されました。

(3) 居住支援事業（旧・一時生活支援事業/任意事業）

財源（国補助：2/3、市負担1/3）

一定の住居を持たない生活困窮者等が対象で、衣食住の提供や就労支援を行いながら自立を図ることを目的としています。

居住支援事業利用状況

単位：世帯/月/円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数（世帯）	10	17	13	5	8
利用月数（延べ）	31	36	35	13	18
支給額	1,954,072	1,790,977	2,635,433	923,420	943,822

(4) 就労準備支援事業及び家計相談支援事業（任意事業）※令和2年度以降未実施

任意事業である就労準備支援事業並びに家計相談支援事業について本市においては令和2年度以降は実施していませんが、自立相談支援事業の枠組みの中で、個別の相談内容に応じた支援を継続して実施しています。

2. 生活困窮者自立支援の今後の展望

平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至らない生活困窮世帯への支援が本格化しました。本市では、必須事業である自立相談支援や住居確保給付金に加え、居住支援事業や子どもの学習・生活支援事業などの任意事業も展開し、相談者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいます。

生活困窮世帯の背景や課題は多岐にわたります。年金のみでは生活費が不足し就労を希望する高齢者、離職や家庭内不和などにより住まいを失った方、車上生活を余儀なくされた方などが存在します。こうした方々に対しては、ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援をはじめ、一時的な住まいの確保や生活安定に向けた包括的な支援を行っています。

現在、住居確保給付金の申請は減少傾向にあるものの、自立相談件数自体は増加しており、抱える課題の多様化・複雑化が進んでいます。困りごとを抱えながらも支援にアクセスできていない方が地域に潜在している可能性も高く、早期発見やアウトリーチによる訪問支援の重要性がより一層高まっています。

特に近年は、ひきこもり状態にある方への支援が重要な課題です。本市では自立相談支援機関内に専門窓口を設置し、電話・来所相談に加え、アウトリーチ支援員による訪問支援を実施しています。相談の多くはご家族から寄せられ、ご本人とつながるまでに時間を要することも多いため、新たな試みとして家族を支える「家族教室」を開催しました。

今後は、世帯ごとに異なる課題を丁寧に把握しながら、就労・住居・子育て・家計・社会的孤立などに対し、関係機関と連携した包括的支援を強化してまいります。「断らない相談」や「支援者を支える体制」を構築し、制度の隙間を埋める実効性のある支援体制を整えることで、誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現を目指します。